

元宗維第 119 号  
令和元年 6 月 12 日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様  
宗像市監査委員 吉田 剛 様

宗像市長 伊豆 美沙子  
( 都市建設部 維持管理課 )

定期監査の結果に基づく措置状況について ( 報告 )

令和元年 6 月 3 日付け元宗監第 3 9 号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（維持管理課）

定期監査実施日：平成30年6月7日

監査対象年度：平成29年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）市道電柱ガス管等占用料に関する事蹟について</p> <p>ア 宗像市道路占用料徴収条例第2条により、占用料の合計額が100円に満たない場合は100円とすることと定められているが、道路占用に関するもの、法定外公共物占用に関するものにおいて、占用料の合計額が100円に満たないにもかかわらず、100円として徴収していないものが見受けられるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>イ 道路占用において、許可申請書の記入欄に不備があるにもかかわらず受領しているもの、占用期間を更新する許可申請書が未提出のまま占用料を徴しているものが見受けられる。また、許可申請書に対する占用許可書の交付において、決裁権者による決裁に関する記録がないものが見受けられるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）花いっぱい運動業務委託に関する事蹟について</p> <p>本業務の主な内容は、花苗を生育し、運動への参加団体に配布するものである。しかし、一部の花苗を参加団体以外へ配布しているので、適正に花苗を配布するとともに、設計の見直し等を検討されたい。</p>	<p>（1）市道電柱ガス管等占用料に関する事蹟について</p> <p>ア 道路占用及び法定外公共物占用において、宗像市道路占用料徴収条例徴収条例第2条を順守し、平成31年度分占用料の請求より100円を徴収するよう改め、適正に事務処理を行っています。</p> <p>イ 許可申請書の記入欄の不備については、許可申請書受領時のチェックを2人で行うよう改めました。占用期間を更新する許可申請書の未提出のまま占用料を徴しているものについては、更新期限前に許可申請書の更新案内を行い、更新の徹底を図っています。決裁権者による決裁の記録の無いものについて、決裁権者による決裁欄を入れて記録するように改めました。</p> <p>（2）花いっぱい運動業務委託に関する事蹟について</p> <p>花苗は、参加団体のみ配布するよう改めました。また、花苗の配布残が出ることが無いように、配布花苗数の確定を早めて花苗育苗を行っています。</p> <p>また、設計についても、継続団体数から配布数を精査し設計を行うよう改めました。</p>